

2017年6月

受益者の皆様へ

HSBC投信株式会社

「HSBC 世界資源エネルギー株式ファンド（3ヶ月決算型）」
信託終了(繰上償還)予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に関し、格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております弊社の追加型証券投資信託「HSBC 世界資源エネルギー株式ファンド（3ヶ月決算型）」におきましては、受益権口数が投資信託約款の繰上償還条項に定める受益権口数を下回っているため、2017年8月8日に信託を終了(繰上償還)することを予定しておりますので、お知らせ申し上げます。

今回の繰上償還の詳細につきましては、次頁以降をご覧ください。

なお、本繰上償還に対してご異議のない場合は、特に必要なお手続きはございません。

受益者の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

敬具

なお、本書面に関してご不明な点がございましたら、下記専用窓口までお問い合わせください。

[HSBC投信株式会社 繰上償還についてのお問い合わせ専用窓口]

電話番号：フリーダイヤル 0120-773735

受付期間：2017年6月5日～2017年7月5日

受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝日を除きます。）

1. 繰上償還を予定している投資信託の名称

追加型証券投資信託「HSBC 世界資源エネルギー株式ファンド（3ヶ月決算型）」
(以下「当ファンド」といいます。)

2. 繰上償還の理由

当ファンドは、2007年9月14日の設定以来、信託財産の中長期的な成長を目指して運用してまいりましたが、受益権口数が信託約款の繰上償還条項(第49条第1項)に定める10億口を大きく下回っており、運用の基本方針に則って運用を継続することが困難な状況になってきております。弊社といたしましては、運用を継続するよりもお預かりした運用資産を皆様にお返しすることが、受益者の皆様にとって最善の措置であると判断いたしました。

3. 繰上償還に係る異議申立の手続きおよび日程

①公告日(受益者確定日)	: 2017年6月5日
②異議申立期間	: 2017年6月5日から2017年7月5日まで
③繰上償還日(予定)	: 2017年8月8日

- (1) 異議申立は、2017年6月5日時点で、当ファンドを保有されている受益者の方を対象として行います。
※2017年6月2日以降の取得(購入)申込受付分については、上記の異議申立の権利はございませんのでご承知おきください。
- (2) 対象となる受益者の方で、当ファンドの繰上償還に対し異議のある方は、上記の異議申立期間中(2017年7月5日の弊社到着分までを有効とさせていただきます。)に、HSBC投信株式会社に対し、下記「4. 異議申立の方法について」に記載する方法により異議申立することができます。
- (3) 異議申立期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、受益者確定日現在の受益権の総口数の二分の一を超えない場合、当ファンドは2017年8月8日に繰上償還いたします。当ファンドの償還金は信託終了日以降、販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いいたします。
- (4) 異議申立期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、受益者確定日現在の受益権の総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還を行いません。
- (5) 繰上償還を行わないことになった場合には、繰上償還を行わない旨を、異議申立期間終了後速やかに、公告および販売会社を通じて受益者の皆様に書面にてお知らせいたします。
- (6) 繰上償還を行う場合、繰上償還を行わない場合のいずれの場合も、2017年7月6日以降、弊社ホームページ (www.assetmanagement.hsbc.com/jp) に異議申立の結果を掲載いたします。なお、公告の方法は、弊社ホームページにて電子公告いたします。
- (7) 繰上償還が決定した場合、償還準備のため、償還までの期間において運用の基本方針に則った運用ができなくなる点にご留意ください。

4. 異議申立の方法について

繰上償還に対し異議のある受益者の方は、書面に下記(2)の内容をご記入の上、**2017年7月5日必着**で、下記(1)の宛先まで封書あるいは郵便はがきにてご送付ください。

(1) 宛先

〒103-0027
東京都中央区日本橋3-11-1 HSBCビルディング
HSBC投信株式会社 クライアントサービス本部
繰上償還に関する異議申立窓口 宛

(2) ご記入いただく内容

①住所	②氏名又は会社名（署名又は捺印）	③電話番号（日中連絡先）
④ファンド名（正式名）	⑤販売会社名および取扱店名、口座番号*	
⑥受益者確定日現在の受益権口数**	⑦繰上償還に反対する旨	

* 当ファンドを複数の口座でお持ちの方は、保有するすべての販売会社名および取扱店名、口座番号をご記入ください。

** ご自身の受益権口数をご不明の場合は、取扱販売会社へご確認の上、ご記入ください。

[注意事項]

- ・上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立をお受けできなくなる場合がありますのでご注意ください。
- ・異議申立てされた受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して口数等の確認を行います。その際、必要がある場合にはご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

※本手続きにあたり、受益者の皆様に関する情報を販売会社、弊社および受託会社(再信託受託会社を含みます。)が共有することがあります。取得した個人情報、繰上償還に係る異議申立の手続きおよび買取請求に関する事務を処理するためのみに利用し、それ以外の目的には使用いたしません。

5. 異議申立てされた受益者の受益権の買取請求の手続きについて

繰上償還を行うことが決定した場合には、繰上償還に異議申立てされた受益者の方は、以下の手続きにより、自己に帰属する受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。(繰上償還に異議申立てされた受益者の方にはあらためてご案内させていただきます。)

なお、異議申立てされた受益者の方が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。償還まで保有していただくことも、通常通りご換金いただくこともできます。

(1) 買取請求期間

2017年7月14日から2017年8月2日まで

(2) 手続き

<ul style="list-style-type: none">・異議申立てされた受益者の方に対し、弊社から「買取請求のご案内」を発送・買取請求必要書類にご記入の上、取扱販売会社へご提出・販売会社(弊社を經由)から受託会社(三井住友信託銀行株式会社)への買取請求必要書類の送付・受託会社での買取請求必要書類の受理・当ファンドの信託財産による買取りの実行・受託会社からご指定銀行口座への買取代金の振込・受託会社から「買取計算書」を郵送
--

(3) 買取請求の相手方

この買取請求は、繰上償還に異議申立てされた受益者の方が、法令に基づいて受託会社に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

(4) 買取価額

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。ここでの公正な価額とは、原則として、受

託会社が必要書類を受理した日(申込受付不可日の場合は翌営業日)の翌営業日に算出される解約価額(基準価額から信託財産留保額を控除した価額)とさせていただきます。

※買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託会社よりお振込みいたします。

なお、振込手数料および「買取計算書」送付費用はお客様負担として、買取代金から差し引かれます。また、諸般の手続き(2)手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性があります。

※買取りにかかる収益に対しては、個人の受益者の場合、お客様ご自身で確定申告を行っていただくことになりますので、ご注意ください。(非課税扱いの受益者を除きます。また、税法が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります。)

(5) その他

異議申立期間中、買取請求期間中ともに、繰上償還に異議申立てされたか否かにかかわらず、販売会社において通常通り換金のお申込みを受け付けます。なお、買取請求が行われた受益権については、通常の換金のお申込みができなくなりますのでご注意ください。

※繰上償還が決定した場合、2017年7月7日の翌日以降購入申込を行うことはできません。

※繰上償還が決定した場合、換金申込は2017年8月3日までとなります。

以上